

### 令和2年度介護保険料の軽減

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

令和元年10月からの消費税増税に伴い、65歳以上の人で市民税非課税世帯(所得段階第1～3段階)の人の介護保険料を令和2年度につきましても引き続き軽減いたします。

所得段階	対象となる人	保険料基準額に対する調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	令和元年度 基準額×0.325	17,500円
		令和2年度 基準額×0.25	13,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	令和元年度 基準額×0.475	25,600円
		令和2年度 基準額×0.35	18,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	令和元年度 基準額×0.675	36,500円
		令和2年度 基準額×0.65	35,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	48,600円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1	54,100円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	64,900円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	70,300円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	81,100円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7	91,900円

※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。なお、障害年金、遺族年金は非課税のため、含まれません。

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費など」を差し引いた額をいいます。また所得段階第1～5段階の場合、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

### 児童手当の現況届提出を忘れずに

問合せ こども支援課(ウェルス幸手内) ☎(42)8454・FAX(42)2130

児童手当を受給している人は、毎年6月に受給資格確認のため、「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当の受給を決める大切な届けです。現況届が提出されない場合は、10月支給分以降の手当を受給することができません。また、提出しないまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなります。

6月中旬に郵送しますので、必要事項を記入、押印の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送してください(窓口を持参可)。

#### 提出するもの

- ・市から郵送する「現況届」
  - ・厚生年金などの加入者は健康保険証の写し
- ※令和2年1月1日に幸手市以外に住居登録されていた人は、当時の住所を記入してください。  
※児童と別居している人や実親以外の方が養育している場合、別途書類が必要となりますので、こども支援課へお問い合わせください。

提出期限 6月30日(火)

支給対象 出生の翌月から中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

## 令和2年度市・県民税について

市・県民税(住民税)は、令和2年1月1日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。

令和2年度市・県民税納税通知書については、6月5日(金)に郵送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

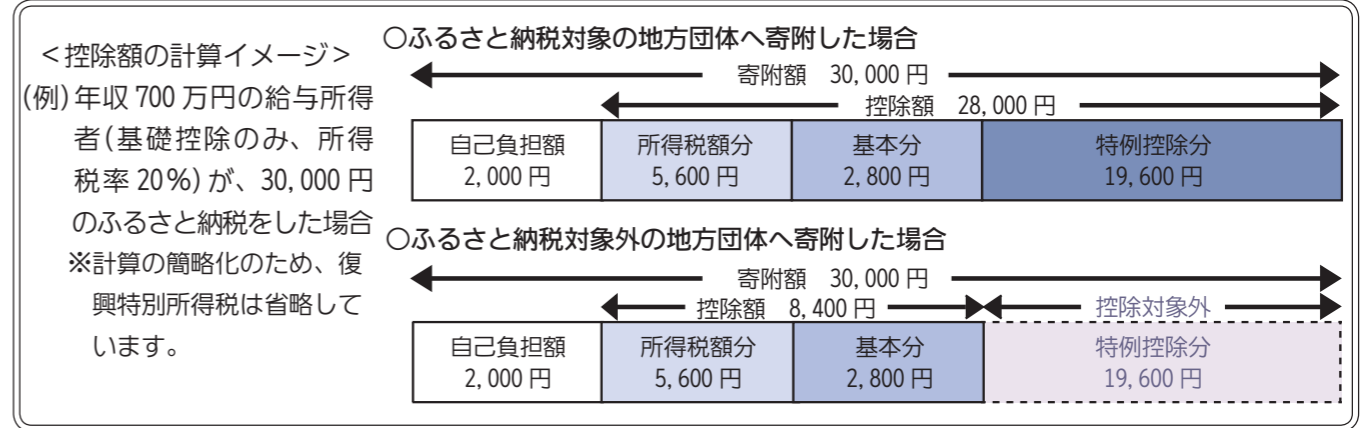
問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133・FAX(43)1125

### 令和2年度からの主な税制改正

#### ●ふるさと納税制度の見直し●

「ふるさと納税に係る指定制度」が創設され、総務大臣が一定の基準に適合した地方団体を、ふるさと納税(特例控除)の対象として指定します。指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金は、ふるさと納税(特例控除)の対象外となります。

※特例控除対象の指定に関しては、総務省ふるさと納税ポータルサイト(「総務省 ふるさと納税」で検索)を参照してください。



#### ●住宅借入金等特別税額控除における控除適用期間の延長●

消費税率10%が適用される住宅取得などについて、居住開始年月日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの人は、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期間が3年間延長されました。

今回の措置により延長された適用期間においては、所得税額から控除しきれない額について、改正前と同じ控除限度額で、市・県民税から控除されます。

▼個人住民税における住宅借入金等特別控除

区分	特定取得(従前の内容)	特別特定取得(今回の改正)
居住開始年月日	平成26年4月1日 ～令和3年12月31日	令和元年10月1日 ～令和2年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の額の7% (上限:136,500円)	同左
控除適用期間	10年	13年

### 公的年金収入が400万円以下の人へ～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができます(確定申告がお済みの人は、市・県民税の申告を重ねる必要はありません。) また、市・県民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得金額が125万円以下であれば、非課税になります。

### 令和2年度の各種税証明書の発行は6月5日(金)から

令和2年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月5日(金)から取得することができます。ただし、市・県民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。